床塵抄 全

伊地知文庫
文庫20
231

○採桑老詠云　書写山圓教寺

三十情方盛　四十氣力微　五十衰老
六十行步宜　七十縣杖之　八十座魏魏
九十得重病　百歳死無疑

○十所

有心所　長高所　可紅所　見横所　一節所
櫟死所　羅所　面白所　濃所　出玄所

次云　遠白所　人丸　人麿

朱雀院　深草　筑波　亭子院入道　夜通姫

千載新勅撰続千載

源氏月宗

浅光明院御作

ふしもなくてなりにしかとのうつ
よりたてみしもかはるとしの
やどりにみちもなくいはもとの
へつらのあたりにきとみしかはをいとひ
なりにしかとのうつりかはるひのうきにつけ
たるもとのうへにまつ
ちりしなのみをたにとまるきりぎす
ふるさとをとはるるまつのあきかぜ
ものをこそ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時量

行月　十六夜　十七夜　十八夜　十九夜　二十夜　廿一夜　廿二夜　廿三夜　廿四夜　廿五夜　廿六夜　廿七夜　廿八夜　廿九夜　三十夜

草屋月　雲間月　月前　月下　月次　月明　月夜　月出　月入　月見　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿　月の鶴　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

菊芭月　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜　秋夜

月前　月下　月次　月明　月夜　月出　月入　月見　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

初月　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

新月　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

秋月　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

冬月　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

冴月　月の出　月の入　月の光　月の影　月の色　月の雫　月の露　月の波　月の舟　月の桂　月の宮　月の都　月の雲　月の雨　月の雪　月の風　月の花　月の紅葉　月の雁　月の鹿　月の虫　月の蛙　月の鶴　月の猿

愛喜侍人　　道堂

[illegible]

[illegible]　　為和

[illegible]　　季春

[illegible]　　公沈

湖上雪

[illegible]

月契秋　　宣秀

[illegible]

[illegible]　　永宣

[illegible]

秋夜　　二品親王

[illegible]

[illegible]　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

羇中浦　　元親

[illegible]

三月盡後　　細川成之

[illegible]

寛文九年[illegible]月十五日貞徳翁十七回

忌　宗好亭　三テ[illegible]會

仕事如夏　　表正

[illegible]

[illegible]

四季

[illegible]

宗二

[illegible]

良重

[illegible]

宗川

[illegible]

[illegible]

山中
玄廣

嶋
玄建

宗好

寺隆

春城

隨世 隆

次繁

雪治

隆意

伊出

海辺雪　可成

[illegible]

[illegible]　中連

[illegible]

田辺雪　宜春

[illegible]

[illegible]　良世

[illegible]

角の雪　旅　舟主

[illegible]

野辺山　祝　尚卿

[illegible]

久雪　良世

[illegible]

郭日　尚卿

[illegible]

夜雪　[illegible]

降るとて春はまだ雪の下草の雪もれの声

春日同詠二首

[illegible]

有家卿

[illegible]

[illegible]の梅を

[illegible]

[illegible]

源雅世

のうけの花や白雲の[illegible]

[illegible]

[illegible]

有家卿

散乃うちもりかとの花を見てうら[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

初冬　諏訪　同藩　宇忠晴

物ふるさとにかりのこゑ　[illegible]

[illegible]　風や

[illegible]　宇平中

[illegible]　この花

[illegible]　月照寒草

[illegible]　忠信

[illegible]

閑居　如鷗子

[illegible]

屋上雪霽　湖心

[illegible]

[illegible]　海方左つ　盛庸

海邊晴色　日野頼尚

竹離年友　日野光

[illegible]

梅

[illegible]

同

[illegible]梅[illegible]

[illegible]

毎月立春

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同

[illegible]

[illegible]

山吹

中納言[illegible]朝

[illegible]

同

[illegible]

春雪

[illegible]

[illegible]

同

[illegible]

梅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新古

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夜せの川　　施曙

[illegible]　　宗二

秋　[illegible]

せき入てのたてしてうつるのまたかりと　紫の田面ハ

山霞　　長次

山[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　元和

[illegible]　　内蔵

[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十六 [illegible]

十七 [illegible]

[illegible]

十二日

[illegible]

十三日

[illegible]

十四日

[illegible]

十五日

[illegible]

十六日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一佛說三身壽量無邊經曰文殊白佛言我等從昔聞如來說法
常行佛國說法佛告文殊言過四十一重內大院乃至
盧遮那說法文殊重白佛言四十一重內大院何者是耶
世尊復言過十住十行十廻向十地等覺內大院乃至妙覺地
大毘盧遮那說法文殊重白佛言妙覺地毘盧遮那從
何佛乃至說法世尊復言妙覺地毘盧遮那無始無終
志一念本佛說法文殊重白佛言無始無終一心三念本佛
乃至何佛說法世尊復言無始無終一心三念本佛乃至說法
念本佛說法文殊重白佛言無心無念本佛乃至何
佛說法世尊復言無心無念本佛上更無佛陀無佛
無後佛無心無念本佛以不思議為体云本來無三身
性云十界性云云

一報恩經曰佛以法為師佛從法生法是佛母佛依法
住於三寶中何不以法為初佛言法雖是佛師而非佛不弘
所謂道與人弘是故佛先法後世云云

一史記孟嘗君傳曰文系問其父嬰曰子之子為何曰
為孫孫之孫為何曰為玄孫曰為玄孫之孫為何曰不能紀也

一三佛弟子[illegible]元來以無心無念のを佛
[illegible]
[illegible]遠
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一陶淵明責子詩

白髮被兩鬢　肌膚不復實　雖有五男兒
總不好紙筆　阿舒已二八　懶惰故無匹
阿宣行志學　而不愛文術　雍端年十三
不識六与七　通子垂九齡　但覓梨与栗
天運苟如此　且進杯中物

訓讀　貞憲十首ノ詩ニ
一　訓讀ノ意ハ同ジキヤウニ
初学乃ち云フベシ
初学乃ち云フ　平ノ字ハ　相同字
連ノ字ハ　ツラ

仮名ト云フモノハ　ヤマトウタヲ
訓讀ノ方ハ　ヤマトウタヲ
七句ヲ云ヒ　五句ヲ三句ニ
為不可　神祇　釋教　立ツ
述懷　同ジ
先ヲ　ヤマトウタ　ノ体用ヲ
連ノ字ハ　ツラ　用ハ　キヤ
是ノ方ハ　水辺山野ヲ　体同ジ　ウタ用体体ト
ウタ三句ツヾキ　用体用体ト　ヤマトウタハ
キレヲ　ウタ　ヤマトウタ　ノ体用ノ
三句ツヾキテ　キレ　ツヾキテ　貞観ヲ
ヤマトウタ体用ヲ　ウタ　ノ字通ジ

鬼女うつほ物語ハ千句ヲ乃
西行ハ百ヲ一度一句
新式乃一度ハ二句ヲ
二句乃物ヲハ三句ヲ
三句乃物ハ四句ヲ四句ヲ
物ヲ重ねてハ
於云カ四句乃ものハ五つとゆ
乃物ヲ五句ヲ
ヲ
新式ヲ
西ヲ
ハ
ものハ
古事記

者ハけきこのハ一句ヲ

句数ヲ　并去聲

春秋ヲ句　三句ヨリ八句ニテツヾク　二句ニテハスナヲズ

日

夏冬ヲ三句　二句ヨリ三句ニテ平句ニテハ二句ニテモ苦

三句去

神祇ヲ句　一句ニテモ苦　三句ヨリ多ハセズ

日

恋歌ヲ句　日

述懐無常　一句ニテモ苦シ　余テハ三句モスルヲ常

日　ハヤリモ三句ハヒヾ　ハヤリモ三句ハ述懐ハカリモ三句ハ

ヒヾ　ハヤリ述懐ト云フ述懐ト同ジ　人用ルヲ又述懐ヲ

日　常述懐ナトハサミテハ西ヒ

憶ヲ句　二句ヨリ五句ニテ一句ニテハ憶ノ字ハ折ヲ焼ヤ

三句去

居所　一句ニテモ苦　三句ニテヒヾ中ニモ住居ヤ

家ノ風ナドコハキモノハ二句去ヲ　寺宮ハ居所ニ住ス

三ウ玄 山類 日ヲ体用シ事ヲカニシルス

同 水色 日ヲ

二ウ玄 人倫 二ウモツテ人倫ヲ氏 官名人倫ニアラス

主君ノ君ハ兆人倫ノ意ノ君ハ

釜師ハ人倫ヲヌシヤトスルハ人倫ノカマヲノ数ハシシテシルヘシ

如来菩薩并ニ祖師ノ名非人倫儒ノ聖賢ノ名孔子顔回ノ初メ皆人倫也

モワカチハ仏家ニハ人倫ノカシ家ノカシ家ノカシ意トセル儒ニハ人倫名ルノ考ノ左トスル故ヤサルニヨリテイモ

三ウ玄 ホリ小傍ナトイヘルハ人倫ヲ名傍ト云ハ非人倫ニヤ

猿 ヒウ ニウヨリ多クハセス一ウ ニウヨリ多クハセス鳥ト鳥虫ト虫魚ト

カハリ名ルモニウヨリ多クハセス

三ウ玄 生類 魚獸ト獸

但ニウ玄モ有 同 多ト魚ト

植物 カワリ名ルモニウヨリ多クハ

又ニウウ 木ト草トノマリニカワリ又竹ト木ト草ト

三ウ玄 同 ナトイヘルハ三ウ玄神ト祇三ウ玄ヤ

三ウ玄 衣類 二ウヨリシロクハツヒカス衣ト云字ハ衣川

二ウ玄 各所 二ウヨリ多クハツヒカス

三ウ玄 衣分 三ウニテモスルヤ一ウニテモ衣アケモ衣分

又衣ノ内ニテトニテモ衣ハ衣ハトスレハ衣ハ

今ノ月今ノ今宵非衣ハ大方今カト云字ハ

衣ハニアラス

三ウ玄 吐方 衣ハ吐ハ吐ハ吐ハ吐ハ

二ウヨリ多クハツヒカス雪而高ナトカハリ名事也

二ウ玄 陣物 日但ニ方ハ陣モノ陣物数方ハ

日 陣物 日シヤウナル器モノ三ウハツヒカス山玄焼ヤハ

陣器 数ハニモ度ノ宗通ニモ有

風　六義事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

頌

照[illegible]世[illegible]の秋乃月
[illegible]川のもとすゝい
[illegible]代やうつ[illegible]序[illegible]
[illegible]
いけ乃水乃[illegible]山[illegible]

賦物

一連句に山和人末路を立ケと云こと
唐神[illegible]嵐紫[illegible]千要方化の
[illegible]を賦[illegible]を小賦物と云や

句に山と云字の付[illegible]賦何路連歌と賦
[illegible]世心に何と云字[illegible]謎乃やうに心[illegible]
利山賦と云事人は何と云[illegible]
賦と云又[illegible]句に山風
[illegible]と云心[illegible]山何と云[illegible]下[illegible]
下賦と云や

○二字文音トハ[illegible]句[illegible]
[illegible]と云字乃付い[illegible]
[illegible]文と云やうに[illegible]
一字[illegible]見　[illegible]と云[illegible]
三字中略　[illegible]
[illegible]不署　五字中三字略[illegible]
百句[illegible]

[illegible]

又發句に嵐とふるとあるを
と云字ふるく山と云字ふるく山と嵐と
云やうに山路をふるとあるを過て云
きゆへ[illegible]月三[illegible]て過ハ過字のを賦[illegible]
進者し連ゟ逢文し連ゟ夢想し連
ゟ命とゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

[illegible] 又上下(げつ)[illegible]く下(げ)[illegible]
[illegible]上[illegible]と云く下[illegible]
宮通[illegible]ざや

一 三[illegible]切[illegible]
[illegible]ひと柳[illegible]
[illegible]だて乃[illegible]
[illegible]

一 [illegible]を[illegible]ば
[illegible]月や[illegible]
[illegible]

一 大[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]の仕立中
[illegible]

一 [illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]月
[illegible]
宮宮 或いはまゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一中四月のころ　昨の月とい一ての
ちりていふもうるはしく仕ふるを
ふて有り　ちりぬべき前の花を
又詩雪やしろく有りしを見たるに
付ちよきと云心なるべし　連歌に面白き言を
てうきをやふ作連たいこさうきを
て有つきちりの中の月
一中五月のころ　そさ有きるく計三れ
もよ仕ふ有り紙これとさ和ぶりそか
ちうき故あを有り　かるあ句と仕事に
すべてよの月れてちり
ミを始ちまつ月て仕ちう

一源氏と柳ト有ると振ちあて餞を出いれ
柳ト花ありて花を書て
めをすちこハ獄をわちよりうを云ちり
一蛭子えい天神乃中四のこ
有れつちちこのをて
しあるたまを始ちえのをれあげな
書見ちうたまちうの
子こ四ちえひをこうの三番月の
一[illegible]蝶と云物く仕ちう夜の月と云方をへ
白やちるねれちうれ
一人
白やちねちうれ
とちうやちこ

一[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible] 元日 [illegible] 肥後国[illegible]郡 [illegible]

[illegible] 歌 [illegible] 書 [illegible] 日 [illegible] 詩 [illegible] 山映 [illegible] 順

[illegible]

一 [illegible] 月 [illegible] 初子の日 [illegible] 又 [illegible] 院 [illegible] 時 [illegible] 二月 [illegible]

とあるや 土佐の日記 [illegible] 二月とあるや

一 [illegible] 神 中神 長神 [illegible] 神 [illegible] 神 [illegible]

始め河内新所へ移遷遷居草の清出をはかる
乃ち わ し は 大和 よ り 出 来 て 居 る 家 の 候 と 云 や
一 鏡 乃 ち 形 式 に 称 ら い 大 方 は 角 と 夕 蕾 と 云 ふ と
ゐ の 角 の 角 と こ ろ に 角 と 不 結 と 云 今 始 よ
鏡 の 字 は れ に 角 と 角 の お 祝 ひ ま ひ る 今 一 乃 お せ ず ら
と 云 角 に を 二 角 云 ら れ も 角 り ま い あ を 結 ん 那 に 面 を
焼 に と 角 り 口 角 に と 角 り 上 の 角 す い 中 あ り ん 連 ま ん
二 角 那 に い わ を ん て に わ る ん ん 弾 ま て の 類 は 角 り
よ わ て て に 二 角 云 ん に く 角 り 連 に 四 あ も て 那 に 面
を ん く わ わ り と の 角 乃 て ら 角 り ま る い ま る ん 人 を
せ わ る ん 那 ま し 一 角 に 二 角 ん 小 と ま わ り ま に く そ
一 射 場 を 角 に

一 射場 十月十九日 三月 博奕 博奕 博奕

一山ゝ晴のそのゝ人ゝ花ふへ又ゝ
山と人ゝ花ふ山ゝ晴のゝ
乃ゝ部ゝ花のゝ山乃部ゝ
たゝ下ゝ和歌乃ゝ

一牡丹　異名　白日草　ゆゝ草　ちゝこ草　ゆゝ草　連雀草　夏也

一柾木　音　泥京加ト　宮碩法師と号ト本トの名伝わるなれ
けゝ法師の名又後拾の泥山家ふの部ゝ日ゝ
ゝゝ法師ゝ花ゝ乃ゝ部ゝ

生ゝ伝ゝ　なれゝ花ゝ名ゝ　又後拾と云ゝ　石ゝ　ゝ
ゝゝ花ゝ　ゝ花ゝ　ゝ花ゝ　ゝ花ゝ　ゝ花ゝ

又後拾の名ふ花ゝ　柾の名ふ　ていゝ

一文い月より晴と云ゝ　乃ゝ月ゝ晴ゝ

一鶴　乃ゝ子ゝ小ゝ

一仏　十二月十ゝ日ゝ　三日ゝ

一牡丹　七夕ゝ見ゝ　一ゝ

一万葉集　村上天皇御国忌ニ天子の四忌月の内ニ云々　宵ニ云日大内ニ敬ス　又宵ニ有ル　紀ニ云
一大橋山陰ニ　ヤセ　ヤ　ヤ　ヤ

一空[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]
[illegible]
一[illegible]の[illegible]
一[illegible]七月下旬ニ[illegible]
一[illegible]の[illegible]

古文集紫騮馬　李太白

紫騮行且嘶　雙飛碧玉蹄　流不肯渡　似惜錦
障泥　白雪開山遠　黃雲海戍迷　揮鞭萬
里去　安得念香閨

閔農　農家賞暑　転輾汗流浹　於田泥時人
日　似知其食粟　安知其稼穡之艱也　憫謂
憂念其苦者

鋤禾日當午　汗滴禾下土　誰知盤中飧　粒粒皆辛苦
士待心ニテ我ノ日ノ方ヲ[illegible]

一正月の神ゝ[illegible]
乃妻[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

一たゝめハ専とあり　日本紀云専領二字ノ讀太宰女　平佐女

老女をたゝめとゝゝ也

一大論ニ云臨終之時色黒者墮地獄赤白端正者行天上

一三草　毛詩注ニ謂草合歓食之令人忘憂

一東ゝをあづまとゝゝ　関東ハ三坂之一ニハ箱根ハ三川之一ニハ熱田ト云ハ日ハ東方

ゝゝゝ　集まるやあつまるを下略

して　あづまと云事ハ廣く異ものゝ人をてし彼也

集まる也　武蔵ハ高麗の郡と云ハ高麗ハ

ハ人の振ゝゝ　相通ゝの字を

中略　ハ日本武尊ハ相模より上総

ゝ　ハ　ハ　ハ

を日本ゝの妻ニ橘姫と云ハ御命ニ入て海

入ゝや　ゝ　を出て上地確日坂ゝて東南の方を

て　吾妻ゝの始ゝ見于景行紀

一有封社神領ゝ云　無封社神領ゝ云　封ハ封戸由義　封ハ六十里　封ト云

一佛　昔ハ天下の人ゝ神代の字を用て漢字をゝ

ゝゝを上宮太子の儒佛の二教を用ゝたゝ神云

ゝゝゝを云ゝに日月の字を神書の

きにゝ千ヤ子ミヅトゝゝ　木火土金水の字を

ゝを　ゝ　ゝ　ゝ

△於天子言階下於皇太子言殿下將言麾下使者云陛下數下二千石長吏言閤下父母言膝下通類相言足下

△王荊公曰文字作り初ニ人ハ二字ニモアダナキ事ナシ波ト云字ヲミヨ水ノ皮ト云ホトニト云リ布皮ハ皮ハキヨエタガ滑ニ水ノ骨トカチ丸ヤハラカナ事ナリトヲシ

催馬樂

高砂　夏引　貫河藤家　東屋　陸井　飛鳥井　青柳　伊勢海　庭生　我門　我門乎　大路或ハ大道友家ニ在　大竹　淺水橋　刺櫛　鷹子　達路　道和　更衣　何為　老鼠或ハ號西寺原家ニ在　我駒　澤田河　狹鰭河　鶏鳴　隈名

呂歌

安名尊　新年　梅之枝　櫻人　喜年垣　山城　真金吹　紀伊州　葛城　竹河　河口

此殿 此殿之 此殿奥 鷹山 石河 美作
藤生野 妹與我 席田 大宮 角総 本滋
蓑山 眉戸自女 面飲 田中井戸
無力坂 難波海 奥山 奥山尓 鈴香河
我家

風俗 有雜藝

五 鳴高 又号大宮 七 難波乃都布良江 震筆如此乃字なし
二十 玉垂 六 知知良良 十 東道 九 筑波山
十 甲斐加祢 十 伊勢人 八 菅村 四十 常陸可

一 紫四 四 大鳥 二 八乙女 三 我門 震筆次第分細数
東遊 朗詠 今様 吉柳 田歌 泝羅林
早歌 斤下 物様
神楽部
庭火 震筆本なし
榊 採物 鈴 弓 剣 鉾 杉 葛 韓神
幣 杖 篠
大宮人 何尓波乎 大前張 震筆本宮人由不志天前張之外不載之 木綿四手 前張
階香取 面白 井奈野 和支母子

小前張

薦枕　閑野小菅　宸筆年作志都　儀筆崎　同本

無詞　篠波　殖蒔　角絶　大宮　湊田

蓑　慧蟬　宸筆ニ　千歳　早歌　已上二首宸筆

雜歌　宸筆本ニ歌ノ字ヲ書目ヲ立

星歌　宸筆本ニ歌ノ字ヲ書目ヲ立　等加之彼是七首被載之

吉吉利利　宸筆本ニ一ノ利ヲ立　得鈴子　木綿作

雜歌　宸筆ノ本ニ小張花之次ニ被載之

千歳早歌之外無之　宸筆ニ立

畫目　宸筆本ニ本綿作ノ下ニ被載之　易之　竈殿　同本云ヲ立

酒殿日　神響　同　朝蔵　同　星歌ニ被載之　其駒　同

一品舎人親王後四位下勅五等太ノ朝臣安

日本紀三十卷　麻呂奉勅撰ス神武以後文武天皇以前

或ハ云養老四年ノ五月二十一日奏ス

續日本紀四十卷　因ノ左仲宿野真道奉勅撰ス文武以後

平城以後延喜十三年八月十三日奏

日本後紀三十卷　左大臣冬嗣奉勅撰或ハ云右大臣結繩撰

平城以後仁明以前弘仁七年十二月九日奏

續日本後紀十卷　太政大臣良房奉勅撰仁明天皇或ハ云貞

觀十一年八月十四日奏

文德實錄十卷　右大臣基經等上ル　實録良香撰ス文德

天皇元慶二年十二月十三日奏

三代實錄五十卷　左大臣時平奉勅撰　實ハ藏善行撰

清和　陽成　光孝　延喜元年八月二日

奏自ニ天安二年至仁和三年

律十卷　養老二年右大臣石上麻呂等奉勅

撰今世行ハル

令十卷

第一官位職員 後宮職員 東宮職員 家令職員

第二神祇 僚屬 諸祠

第三田 職役 学 稟

第四 授位 考課

第五 宮衛 軍防

第六 儀制 衣服 營繕

第七 公式

第八 倉庫 厩牧 醫疾

第九 假寧 喪葬 開市 捕亡

第十 獄 雜

弘仁格十卷 上起大寶元年下至弘仁十年

式四十卷 已上弘仁十年四月廿一日奏

貞觀格十二卷 上起弘仁十一年下至貞觀十年

式二十卷 已上貞觀十三年八月二十五日奏

延喜格十二卷 上起貞觀十年下至延喜七年

式五十卷 已上延喜十五年十二月二十六日奏

類聚三代格

類聚國史二百卷 天神御祖自日本紀至寶錄部類也

新國史五十卷 村上御時小野宮殿奉御被撰云云 或八号續三代實錄自新國史諸家記相并出來日錄在別

古事記三卷 先代舊事本記十卷

古語拾遺上下 大和本記 上宮記

和歌部 五七五七七 令五句成世一字 謂之一首

長歌　五七五七五七五七七七
短歌　五七五七七七七
旋頭歌　五七五七七七　一句餘之云云
混本歌　五七五七　一句不足
反歌　折句　毎句首ニ置之
沓冠　毎句上下ニ置之　物名
六義　八病　八病　喜撰式

同心病　一首中毎句用同字也
亂思　詞不優而常久讀ク
嫌蹀　本句終未句蹀ル也
緒鴻　偏枝引題不帶詞也

花橘病　詞質而直用其本名之
中絶病　一篇中有三十五六字也
喜撰式
四病
光楓病　適終一章上四下三用也
後悔病　混本也脉音韻不諧
岸樹病　一句中二句始用同字也
風燭病　毎句二字与才四五字同也
浪船病　五言四五字ノ七言六七字目也
落花病　毎句同字交也

七病　濱成式
一頭尾病　發句終句二句始同也
二胸尾病　發句終句三六ノ字同也
三腰尾病　他句終句本韻同也中二句始句本韻也
四廉子病　五句中本韻与同字無ク
五遊風病　二句中字始ノ字同也
六聲韻病　二韻共同字也
七遍身病　二韻中本韻二字以上除有ク

六義

一曰風　二曰賦　三曰比　四曰興

五曰雅　六曰頌

詩

黒	○	○	●	●	○	發句
他	○	●	●	○	○	胷句
負	○	●	○	●	○	腰句
平	●	●	○	○	○	落句
	●	●	●	●	○	題目
	●	●	●	○	○	發句
	●	●	○	○	●	胷句
	●	○	○	●	●	腰句
	○	○	●	●	○	落句

詩

平頭　上句才一二字与下句一二字同他声字是也

上尾　上句才五字与下句才五字同平上去入是也

蜂腰　每句才二字与五字同他声字是也

鶴膝　才五字与十字同他声字是也

平声不為病　医衡朝長書く

已上謂之四病

天神七代

國常立尊　陽又號天御中主五行德在之

國狭槌尊　陽水德神

豐斟渟尊　陽火德神

泥土煮尊　陽木德神

沙土煮尊　陰

大戸道尊　陽金德神

大戸間邊尊　陰

面足尊　陽土德神

惶根尊　陰

伊弉諾尊　陽

伊弉冊尊　陰

地神五代

人王

天照太神（アマテラスシホンカミ） 又號ニ大日靈尊一 治天二十五万歲

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（マサヤアカツカツハヤヒアメノオシホミミノミコト） 治天三十五歲

天津彦彦火瓊瓊杵尊（アマツヒコヒコホノニニギ） 治天三十一万歲

彦火火出見尊（ヒコホホデミ） 治天六十三万七千八百九十二歲

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊（ヒコナギサタケウガヤフキアハセズノ） 治天八十三万六千四十二年

神武天皇（シンムテンノウ） 又號日本磐余彦天皇 鸕鷀草葺不合尊四子五十二年 位治世七十六年

△延喜式 五十卷 延長ノ中ニ右大臣忠平勅ヲ奉リて性ちどもとりて是を撰ぶ

詩

李太白詩集 三冊 玉箱公詩 一 詩仙 一冊

武仙 一 儒仙 一 百人一詩 一 千家詩 一 僧和二

詩合 一 △字書 十一韻 一 十躰千字文 一 日大全五

△神書 日本紀五 古事記三 古語拾遺 一

禁秘抄 三 順徳院作 公事根源 一条禅閤兼良作 三冊 大神宮

系譜 一 神道和歌 卜部兼俱作 職原抄 二 職原大全 楠木氏作 十二冊 同 別勅 三 立野長敏作

暦代要 一 △八陣図議 二 保元年治大全 十五 西園寺公朝作

曾我物語 十二 樟恩記 一 同 陰考 三 同 倉庫記 二

同 一冊 同 梅井 玄一 同 吾庫記 二 奥羽軍記 四冊

籠城合戦二　三好軍記三　天正記九大閤ノ分ノミ元文　同軍記四
同朝鮮征伐記九　清正記七若狭後一作ノミ元文　乃軍記十七
鴻巣記三　文禄軍記同巻八冊　成巻仍　近春賢　同物春秋
嘉家系譜二同諸家十四　嘉吉軍記　赤松　兵庫記　宋史四冊
吾法問答一　大進物二　▲子醫通論一三巻作　修養編
十三方一　七十方二五冊　切紙　翠竹通三二冊　▲候字　根元集八
巫礼物語二　寺原物一十巻物　参孔部解二　三面物語三
三教一冊　清家補任　清家名代記付并叡軍出
八雲出　一万葉集九舞　同新撰二宋出雲方系ト　夷ノ記者
付一同仍授二冊　新古今部物十一編外作　新集六

文木集九八長清法名　一昇殿名為家九月作　宮河一番
六帖十二夫之娘典侍作方方古集　新撰六帖　家長方家紀家　主後方撰
百人一首物語　宋百人一首二首院系　秋夜雨
紀一伊勢海　同家　同獄人一之慶作　正治院家集三
後鳥羽院家集三　寄道路家集五　同重物二冊
雪玉集十八道家院家集　柏玉集十法名院集　草庵集六帖乃集
松山集二拝可正家集　橋川院百首三　夷一百首二宗長
新撰白三　宗家名書一　同新字七春秋　詠歌大
概物方方物　為信卒十　物卒後六　六神道和歌俱二
神十物九太素孔帖撰百ト　ト物　夷ノ物　橋川百首ノ方物ノ注　和歌色葉集　為ノ撰出作後人
乃物ノ同ノ注セリ

源氏雲かくれ 六 [illegible] 坂人 [illegible]

宇治拾遺物語十 源隆国宇治ニテ [illegible] 撰人 [illegible]

世俗物語一 同俗十 [illegible] 狭夜十六 大貳三位作

和歌記 二 法記俗ニ云ヲシ集 [illegible] 春の日の一 光房作

同物語 十二 西行撰作

はるゝ [illegible] 大臣 四 [illegible]

〇物書 女房記六大小 〇[illegible]

連歌新撰菟玖波集十 宗祇

〇論 集正語摩 三 [illegible] 猪書 同たゝ [illegible]

〇[illegible]集 二 後撰ノ記 同中言 [illegible] 同常看頭 二

物集 三 中物集一 [illegible]

〇仏伝 一 [illegible] 茶湯物語 [illegible] 同多物記 二

[illegible] 又俗云如ニ世俗物語一ノ記ヲ集ハ高野山時諸兄大臣ヲ [illegible] 高野の座主謙天空や

御説云婦人物語兄云撰ニ [illegible]

〇一万葉集 廿冊 奈良御門 左大臣橘諸兄公撰 中納言家

持ノ撰ニ [illegible] 文武 聖武 桓武 平城 [illegible]

後ニ家物語深秘ノ [illegible] 仍テ

哥数多ヲ [illegible]

同新撰 二冊 〇野沢撰故

号義方系一

同物 七冊 仏定俗作

同多勢 五冊 同見安 二冊 [illegible]

〇古今集 [illegible] 紀友則

紀貫之 凡河内躬恒 壬生忠見撰 序貫之後序

紀淑望

〇後撰集 村上天皇 天暦五十月時 坂上是城 源順 紀時文

大中臣能宣 清原元輔 於梨壺撰

〇拾遺集 花山法皇ノ御撰年月不詳 式ハ長能通 [illegible] 共云ヘ

○後拾遺集　白河院在位應德三九月十六日　参議通俊撰
　　月録　序同
○金葉集　院宣　月録法在位天治之奉之　大治二奏之原俊撰
○詞花集　常盤院仁平在位天養元六月二日奉之　仁平年中
　　奏左京大夫俊成撰
○千載集　後白河院後鳥羽院在位文治三年廿日　後鳥撰
○新古今集　土御門院元久二年三月廿六日　通具　有家　定家
　　家隆　雅経　右撰　序　藤原良経公　表名序ハ
　　中納言親経卿之
○新勅撰集　後堀川院在位貞応元十二月二日
　　右中納言定家撰　序同
○續後撰集　後深草院後深草在位建長三十月
　　十六日　第大納言　為家撰
○續古今集　同院　亀山在位文永二十二月廿六日　第内大臣
　　基家公　同大納言為家　行家　右馬頭後撰
　　序第内大臣　表名序　長成
○續拾遺集　亀山院後宇多在位弘安元十二月廿三日
　　第大納言為氏撰
○新後撰集　後宇多院後二条　在位元元十一月十九日
　　第大納言為世撰

○年度記ニハ此ヲ三代集ト云

〇玉葉集　後光厳院　花園左大臣　正和元三月十九日
為大納言為定卿撰

〇續千載集　後宇多院　後二条　左大臣文保二四月
十九日　為中納言為重撰

〇後拾遺集　後醍醐院　左大臣　元中二十二
月十八日　為宣旨為定撰

〇風雅集　光厳院御自撰　左大臣　貞和二年
十二月九日　賓者　花園院　御自撰序

〇新千載集　後光厳院　左大臣　延文四四月廿八日
為大納言為定卿撰

〇新拾遺集　円院　円貞治三四月廿日四季奏
歌　同年為明撰　但篇目不記
去ル円年十二月十三日　軍旅篇

〇新後拾遺集　後円融院　後小松　左大臣　永徳
三　三月十七日　権中納言為重撰

〇新續古今集　後花園院　左大臣　永享　八月廿三日
四季奏歌　同年六月廿七日篇
納言　権中納言雅世撰
序　為持　摂政　良公
去ル序　円

東鑑六冊 宇槐作
同別注蒙勘 八冊
同席注六冊 [illegible]
同傳授二冊 [illegible]
詠歌大概抄 [illegible] 六冊
同傍注十冊 盤[illegible]作
大[illegible] 十冊 [illegible]
源氏物語人 六十冊 宗[illegible]
源氏物語図 十冊 [illegible]作
源氏物語水一部 六十二冊
同別書六冊 西園寺作
同延文記 十二冊 [illegible]作
同作者付一冊
言塵集七冊 [illegible]
和歌三十抄 [illegible]
[illegible]風抄 [illegible]作
[illegible]目抄二 [illegible]作
[illegible] 目安 引[illegible]
[illegible]詞燭明抄三冊
土佐日記一冊 [illegible]抄三冊

栄花物語 [illegible] 四十二冊
[illegible] 月の宴 [illegible] 抄[illegible]この夜 [illegible]
[illegible] 石蔭 日新[illegible]
[illegible]
[illegible]

八種方　第乙集七

同庖丁抄　一冊
年代記　一　安斎作
源氏物語　中川喜雲
[illegible]　六冊
[illegible]　六冊
[illegible]　一冊
伊勢物語　一冊
[illegible]　一冊
[illegible]　一冊
[illegible]　三方　[illegible]

料理切形　九冊　[illegible]作
名所道記　身延紀行　一
名所方角　安藤
京山城名所記　十二　山本泰次
[illegible]社物語　九冊
江戸名所　七冊　[illegible]
伊勢名所記　[illegible]　一
指抜集　六冊　[illegible]
蜀陰賓遊　夏氏士良作　[illegible]
香し蜀　二　同東山　一　十種香　一

[illegible]　二冊
[illegible]　二冊
天神物語　二
[illegible]　二冊
[illegible]　伊勢院冊峯撰
仮名千字文　[illegible]
日光蜀　鎌倉蜀　道中蜀　東山蜀　[illegible]蜀
日向記　身延山記　大子伝　二冊　平氏撰
同御名表　一冊
[illegible]身法抄　一　[illegible]
四部録　信心録　[illegible]　十牛図　坐禅儀
[illegible]　一　[illegible]
[illegible]　一　[illegible]
[illegible]　一　[illegible]

狂雲集二　一休作文

什物記二　紫陽山門朗誦撰

詩文の抜一冊　明月上人記

撰集抄九冊　西行

山家一冊

歌之候名書七冊　浄光院同山桂哲

歴代一覧二冊

鬼神論一

列仙伝九冊

七十二候五冊　迎齊道元

三國伝記十二冊　玄陳

盲安杖　拾五十三

九陸名し遊誠一冊　右丞相師輔公十九

海上記　東平

蕪草子二冊

法華廿八品等一冊

五盆一塊集二良定

萬物造化論

列女伝十二冊

蟲海集一冊

白氏文集　六十五　白居易

梅洞文集　道春深草撰　子梅洞作之早世

羅山文集　林道春　六十冊

源氏物語の和歌詞をよみて　詞云

法門の事　詞云

悲之非空門ノ四諦乃法門よりおこりて空門

空門　亦是二乗空門

贈送張叔和

張侯温如鄒子律
有齊先君之季女
箕帚掃公堂上塵
廟中時薦南澗蘋
兩家俱乏白頭計
吏能束縛老莓手
但願此去還照己
我提養生之四仰
百戰百勝不如一忍
忍可簡擇服勞平
我眩三折得此醫
國南田靜鳥吟時

能論陰谷秦生春
十年擇對無可人
家風孝友故相親
兒女衣袴得補紋
察公与人意甚真
要使鰥寡之類尊呻
平生倦学皆日新
君家所有更賢君
百言百當不如一默
丕蔵秋毫心中直
自完兩踵生光輝
炉薑小炷詩觀之

燈花占法

燈有花至二更不滅来日有嘉慶至
天明不滅不成喜事五日不絶三吹不
成即使繚花主来日有喜事但春夏
獲大吉燈焰忽分作兩炬主有天恩吉
燈於中心結花如菓豆四面無花主有酒
食乃子則生貴子燈無故自滅主有喪服
総白燈内用連々爆出火星不止者主有
口舌燈無煙紅焰尺右不定来日大風燈焰
東指来日東風西指西風南指南風北指

風雨方灯見紅花長明不動者心淫
明灯紅焰短暗頻垂不止者有
兩夜之如此見連陰燈有星燈微動
之色不搖者天明而有風孔燈有花
任其自然開謝不可多弄吹滅如此
月夜能為災灯三吹不滅更不可再
吹切宜戒

年歳

夏曰歳（取歳星行一次）高曰祀（取四時祀事一巡終）周曰年
（取禾一熟）唐虞曰載（取物終亦始也）

紀世部

十二年曰紀　三十年曰世（或父子曰世）

大歳名部　（有歳次十二歳名）

大歳在甲曰閼逢　在乙曰旃蒙
在丙曰柔兆　在丁曰強圉　在戊曰著雍
在己曰屠維　在庚曰上章　在辛曰重光
在壬曰玄黓　在癸曰昭陽

歳次

子歳皇化　丑玄枵　寅析木　卯大火
辰壽星　巳鶉尾　午鶉首　未鶉火

申寅沉　酉大梁　戌降婁　亥陬酉

十二歲名

六歲在寅曰摄提格（歲星ス）　在卯曰單閼（アツト　歲和ナリ）

在辰曰執徐（歲星ス）　在巳曰大荒落（蝗蟲登豆去文冨ム）

在午曰敦牂（ソウト　大旱）　在未曰協洽（トシ）　在申曰涒灘（トンタン）

在酉曰作噩（カツト　民疾）　在戌曰掩茂（サ熟蟲）

在亥曰大淵獻（大熟蟲）　在子曰困敦（トン　大水蟲疾）

在丑曰赤奮若（旱水）

人名部

十年曰幼學　二十曰弱冠　三十曰壯

有室　四十曰強而仕　五十曰艾服官政

六十曰耆指使　七十曰老而傳（家事任子孫）

八十九十曰耄（ト）　七十曰悼（ト　憐愍ス）　悼與耄

雖有罪不加刑（愛幼ニ而尊老）　百年曰期頤（ト）

或書云

乳子一　含泉二　苗子三　知方四　幼稚（ヲ）　知筆六

知母七（或ハ竹馬）　知父八　知衆九（或ハ知禮）　揔非十（或ハ八子）

揔角二十（或ハ弱冠）　懸車七十　鳩杖八十

又云

男女三歲以下為黄（ト）　十六已下為丈（ト）

二十已下ノ為丁 六十ノ為老 六十六ノ為耆 甲令文
男年十五女年十三以上聽嫁

又

三十 成立建業 四十 不惑紹惑 五十 知命練事 六十 耳順千年霜雪
七十 懸車致仕緩心 八十 鳩杖尤 耆老 九十 鳩杖静居

採桑老詠云

三十情方盛 四十氣力嚴 五十至衰老
六十行步宜音声 七十懸杖之 八十座魏魏
九十得重病 百歳死無疑

十二律名部

大蔟 胚 夾鐘 肚 沽洗 肚 仲呂 肚 蕤賓 五肚 林鐘 六肚
夷則 七月 南呂 八月 無射 九月 應鐘 十月 黄鐘 十一月 大呂 十二月

異説云是一月後

陽 正 如 二 病 三 余 四 皐 五 且 六 相 七 壯 八
玄 九 陽 十 辜 十一 涂 十二月

十二時異名

平旦 子 日出 卯 食時 辰 晡 巳 日中 午 日昳 未
晡時 申 日入 酉 黄昏 戌 人定 亥 夜半 子
鷄鳴 丑 戌説曰平旦時旦皆十二時之初起
謂平旦之由見内典云

寂住園　山谷

荘周夢為胡蝶　胡蝶不知荘周　高處出生

随意急流水上不信

拾遺和歌集に初句のみ

つるを汐とおもひてゆく舟をこそ心なれ

屠蘇白散　道松軒云　神明白散　白朮　桔梗　細辛

各等分　三条院白云　屠蘇白散の事　延年中に神明白散

三十日さきわり第子とくに嫁せさるを

りとりて元を用ゐ一故に屠蘇を用ゐて来る歟

しかるに銀器にて配時に桔梗を入れ一日に四位

二日に五位三日に六位前人の後世故二故に神明白散を

ト三故に度瘴散を使ふ所なり

三河聖人寂照入唐往生記　長和寛忍記

三河方のかりをとりつかはしたる侍士

是をもて矢河守よりの書

を拾てたらひてけるを相ゐて

ちりけの舟に国司女病をうけて流

よくうかぶかとうれい歌ふ物しるつき

ひあり五慕のわ

せを日比ちもひ

こうきせのいとりさ思ひ心を散

より二ありもかりて後も食

しわきけりよ我道心を実に堅
くせんと心うとして妻乃もと
物をこひられい出家をして我こそ
めをこそ離よかくまでもそこいはせ
しかりてうこそそして向うけるが俗も
出づべきうれい御くに御よりかん
そう申とて長をもう候てあるよう
さて彼内記の所へ参て東山
の麓にまうしこと後横川より
て源信僧都よりあまりて濃き

四法をい習けるかてて法よ唐へ渡てい
らしさ験をしあらけるい大師
乃名を得て圓通大師とかけり件
せけるよ御の御迎の楽をなして
詩を作り音をそうて侍
より注をそうて侍
唐
歌遥風孤雲上
聖宗来迎落日前
やのしよてんるかかかくの地をとうり人ものよりこの
内記入道寂心ト云人之材上天皇ニ宮仕ひ
僧賀上人横川ニ住ひ山ニ上り止観明静

一段

唐土善道和尚八道綽乃御弟子之
ちなみまもること仏の中に
阿弥陀を見たてまつる事ふかきゆ
をうしなり禅を得法て師の道綽
善道すゝめて云我死ん後生極楽
を願申に叶ぬ心やうれきをもて知ら
つる仏に向ひてまことを
へとの給ひそれに急ぎ入て出るを

問ひすゝ仏の給たく本を切て弟を
くすゝ家に出つる其を縁とする
すゝと給ひ三のゆをやめて道綽
よかゝる給ひ京にとゝまんと云ん
末を切ていつて大本をつゝしやまこと
く足を切て切たをと急りて
切やもへつゝと歎て涙ゝ流ゝとも
中にゝ仏ゝるゝ必彼国
志深て急ゝ疑あらじやを教給
や

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行ふまゝ相思ふて者い洞
にて居り給れい所のあるゝを
ゆへを問給へば方丈にて餓死の陶
よしみうゝ作へき月わりたる女の居
う思ひ給ひとゝ心はかりをてとふ
所をたずねて都へ入く貴家よ
知りてゐるよ給へ今ゝをうゝやて
ゐやゝ知よ給へ祈りてう陶
せうどして人ゝ思てうゝ給へ之
ゝしかだゝ給ひ給ひ給ひかく
て統理ち德ひと言い思ふゝ道を

三条院東宮と申けるゝ時陶ゝ
しゝ事の難忘給へ事ゝ
ゝ給へ今の後御ゝ
御ゝ
忘れを思ひ出ゝ山へを三て歩き給へ
とて給ふゝ洞の道けを出て辰
ゝ給へ給ふ新造り女
ゝ佛ゝ給へ出給ふ生を
離ゝとゝ
恵心僧都謁宮也上人一事
恵心僧都のゝ宮也上人乃ゝ
ゝ給ふ事ゝ年間德

ふて只人と云へつとめて学問
ひとれい後世のすゝめ極楽を願ふ
四海遊行聖は遊行りうんくと弓法
云ふれい親鸞聖人の前世の者や無量寿の
弟をこゝろ行ん仏智者の門徒
弟をやめて是を宗とせに為ものハ生
せざる其故い人云行徹を徹して上
界の宗を得んと思ふ下代ハ末
うり苦し澤や上代ハ静に妙に離
とゝろを信して百代のゝ
を融ひ上ぬの妙ゆう弟を深くも徹
全の力をいたゞいて
知ゆて到ゆ
と云ふ弘法大師の西方の
行人と又同ゆ紀行徳ゆと
土をいたゞき浄ちを
ゆう行せを遂さと孔雀ひれ
浄土を是をやめて宗より
て洞を流し学を
さて世を集を
て最新職士傾来浄土を

延寶二年 基長卿上洛の後礎ノ上ニ那ヶトモ云天ヨリ降ル九月六

[illegible]蘭て　山三字や

天下泰平[illegible]蘭て　世上安全三字机

震旦月氏日本 祈　貴賤僧俗男女[illegible]

[illegible]　加文院春哥考

[illegible]三字群。採餘之巻[illegible]

[illegible]

式人の云古道觀敵[illegible]

[illegible]

[illegible]新[illegible]辞世

[illegible]

長途一歩蹭蹬千里行妨哉　深林一枝枯何万株隈薄哉

付心西白とり[illegible]達[illegible]

[illegible]

[illegible]

やしろの神よ行をねがはん　永沢
をりをりやまぬあるかな　長家
落ちる水の中にあるさ　仰義
こりくとかきて月をみて　宗祇
きよき笑顔をたれいろひて　長家
落てわるくふまよの中　中務
雲天ぬすみ消てうけき　満助
きこえぬ　月の出てはたに　心敬
わらはやまこと　宗祇
ごうれあ　満助

風吹て対ちるきよ　宗祇
あさうこにはをうりう　心敬
ゆうる新人はまよの　永沢
ちきつかわらるみ山さと　長家
をさしをせて落たよ　仰義
松乃火わるは風乃ゆけ　宗祇
ぬうをちるたるこ雨を　心敬
絵をもまに桂うり　無後
事へを春とつまを　仰義
うさのみきの　心敬

[illegible]

源義経
実仏
家綱
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

月かすみに風の小夜ふく
ひとり[illegible]旅の山路
うし[illegible]川六十郎の老の坂
[illegible]を[illegible]山と
[illegible]に[illegible]
さいく[illegible]の[illegible]人
[illegible]の[illegible]
[illegible]

心敬
宗祇
[illegible]義
[illegible]
宗祇
[illegible]義
[illegible]
心敬
永沢
心敬

[illegible]
[illegible]
[illegible]

みてくらわしてく来　心敬
おとろかる嶺のもみぢの夜のもみぢ　宗祇
ひをわたるつはさはの師　中雅
水まき岸の花ぞ乱て　宗祇
うつろひぬる弱をやせしら　中雅
庵をさしてかりやの矢さきの松ぞ　心敬
つゐきたるまきの花を　心敬
横ぶきのつゐ　宗祇
雨風よ弱の一まもまて　宗祇
ゆきもとまれられく　心敬

しめやかにひとりいきとる　心敬
うつもわたれる　宗祇
まをを思ひ泊りて　宗祇
まくくくくくし桃さけるを　心敬
やくもくくくあのきうつまをせる　心敬
かくる岩山をそのそひくへ　心敬
北平よりそすみき　宗祇
うつのまの雨の旅小舟　長祐
あきくへの野　心敬
代をそよてくさふる　宗祇

秋之みそらにうつる月を
見て亜槐の池
にうかぶひのうかれ
小舟人を出せしうゑて
みるもまたなつかしきこと
見てやまんとそこれて
渡れる人はいとうつき
管弦の中のみち
方角をたづねる
いとしたたる

長茂
心敬
七郎
心敬
永徳
宗祇
心敬
宗祇
紹鷗
宗祇

夢のもとにて
四つ時ばかりにて
所もしらず必行ぬらるる
官角長氏相模を引捨て
わたりの角の郭乃わいれと
わたりのうちわたりの
みちの隈ハとまとの山にて
なるとき氏雪
うつ雑き木の別を
ゑにもまた長氏

心敬
永徳
心敬
宗祇
心敬
宗祇
長茂
心敬
宗祇

白雪乃降しかぬ里に蔦の紅葉
たちも枝に残る心敬
ちるとなく乃こえもうし 宗祇
はつみはをとる隣ぞ 宗長
如是とあるをもとに有て 心敬
蕪城塚も立乃山 宗祇
二月の彼ちまき乃 心敬
川柳に松ぞ 宗祇
ちるさくらひとしく 満物
暁をたのもしの花の夜 宗長

乃ちいあまとの
ちるはは物の
旅行を
みちくかつ
ちいえ
ぞそ部を
物ひとそ
ひとの
ぞの行
かとそ
ちこつて

心敬
宗祇
心敬
宗長
宗祇
満物
心敬
宗長
宗祇
宗長

夕川乃月ハ二の新ちゝ
ゆくすえまつ月のちゝ
惜く住心いと
年の以
心敬
宗祇
七条
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

順徳院御山集　紫禁和歌草

[illegible]

水辺月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

春

[illegible]

夕山風　秋と云て新のすつゝを鳴るみねう海山乃夕べの色

山路暁月　玉河の水暁の浪れ秋のこゑを吹はらはれうゝ也

水上月　せゝらぎ常さ代乃秋くゝ月ハさゝ也山の井れゝ

川上秋　秋乃せゝらぎつゝ秋と川也

紅葉　神ゝ乃昔今ゝ乃秋の月ふるゝ乃ゝ

[illegible]

冬御　長の秋ゝ乃秋を[illegible]

立春　夕音ゝ乃[illegible]

[illegible]

山辺 [illegible] 夕月日 [illegible]

桃花 夕所日 [illegible] 桃の [illegible]

[illegible] 川 [illegible] 清 [illegible]

見立 [illegible] 月 [illegible]

[illegible] 廉 [illegible]

有心 [illegible]

草花 [illegible]

[illegible] 廉乃 [illegible] 錦 [illegible]

月十月十六日

菊下會菊合後敕本殖萩戸前月照

菊し興人と詠三首　奏覧任

うりうへてみるきく菊の [illegible] 枝したれ [illegible]

御海水川ノ [illegible]

後嵯峨院 [illegible]

天 [illegible] 花 [illegible] 枝 [illegible]

浮 [illegible]

[illegible] 川 [illegible]

夕 [illegible]

秋 [illegible]

山ろの年ふるまつのもとに月を
こゝ[illegible]つの柳橋ふるさとを
行水のそこなる[illegible]
色のみるもこゝろ[illegible]
降ぬる雪[illegible]
[illegible]
雪[illegible]

建保五年六月十日當座会　山春花

[illegible]人[illegible]
[illegible]

[illegible]詠
[illegible]
宝治元年[illegible]
梅
[illegible]
鄙路
[illegible]
雪
[illegible]
[illegible]
晩
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一須弥西列日月ノ行十二時ノ考ル法

南列ノ時ヨリ起テ第十ノ西列ノ時トシ西列ヨリ
数テ第十ノ北列ノ時トシ北列ヨリ考テ第十ノ東
列ノ時トス東列ヨリ推テ第十ノ南列ノ時ニ
假令ハ南列ノ辰ノ時ハ西列ノ丑時北列ノ戌時東列
ノ未ノ時ニ當ル皆倣此
南列ノ辰の時より十目ニ
当ル丑ノ時ハ西列の丑ノ時ニ其丑ノ時より考テ十目ニ
当ル小列ノ戌の時ニ当ル十目ニ当ハ東列ノ未ノ
時ニ当レリ十目ニ当ハ自今時ヲ動テ四列
ノ時刻を考ふるなり

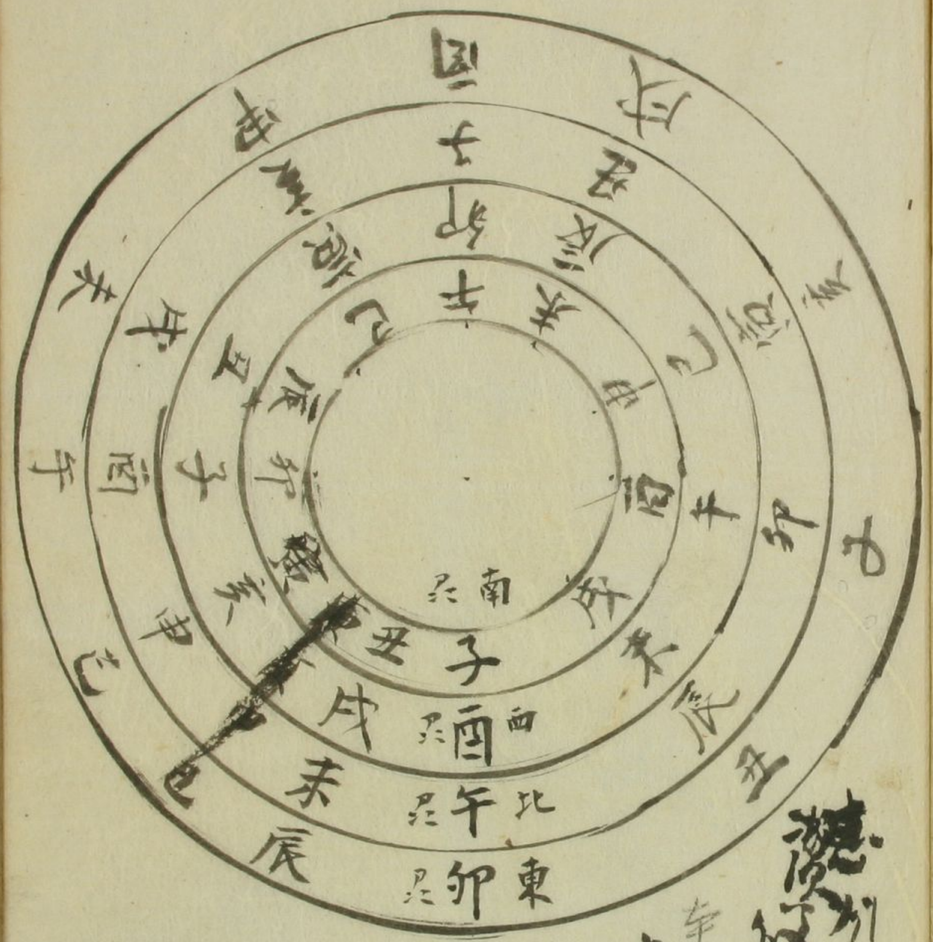

須弥山考図説

四體書法　嵩暦甲辰歳季春一日南墩道人述衍秀書於臨池山堂

此字八法俱備　馬蹄刀

李　李者須當玩味
吾道一以貫之恆石
井堂心能
入室

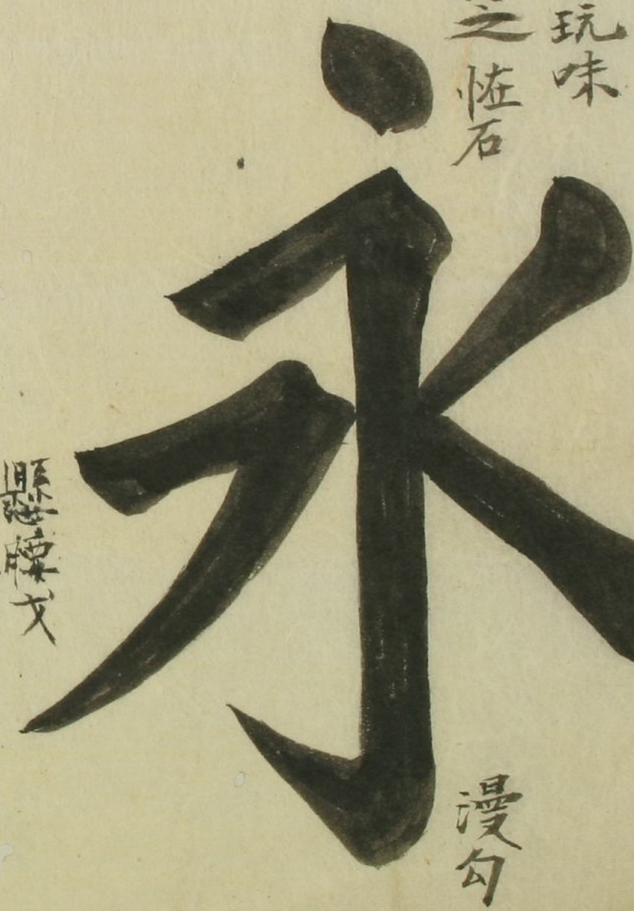

懸練戈　漫勾

同書

草書六法訣

一曰象形以象万物之形如龍蟠虎踞飛鴻渴馬之類是也

又云見飛鳥投林而頡頏分見驚蛇入草而隱括別隱柔曲也括方正也

二曰会意以原万物之情如行雲流水出手意表之類是也

又云見二木並立而成之以林見女子具在而成之以好

三曰諧聲以諧奇怪動静如長江巨

浪萬籟驚秋之類是也

又云聽江聲而筆法進聞敲琢而神秘生

四曰指事以擬百為之精如仙人負劍織女拋梭之類是也

又云見交戟橫戈而筆法利見織女機杼而結構明

五曰假借画道在乎變通如借彼就此移花接木之類是也

又云借奇合馬而為騎移年接君而為羣

六曰轉注下筆貴乎圓轉如左轉右旋向背反覆之類是也

又云轉左於右而考為老轉右於左而陪為部

內閣中書字畫訣

點者字之眉目宜靡肪向背而有神彩

一

橫画者字之肩背起止宜首尾相應

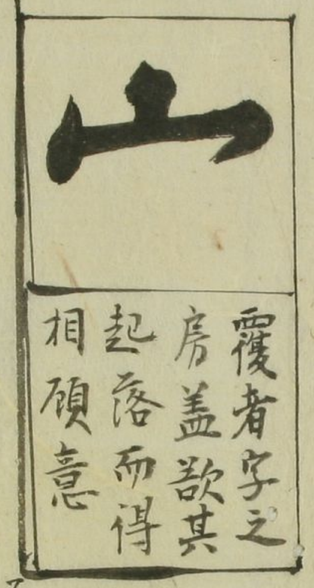

身後於有二百年名　生前不若一盃酒

周礼天神ヲ祭ルヲ祀ト云地神ヲ祭ルヲ祇ト云

曰神ト地ヲ祇ト云　神祇令曰凡百月ノ祈ハ為大祀ト

三日ノ齋ヲ宮中祀ト一日ノ齋ヲ為小祀　松尾平也以下諸社祭祀式ハ作法禮非也

禮記云祭ハ妻之年ニ不奢ハ年ニ不儉ト

一皇隠波忠流罪　教長之流ニ皇隠波ハ流ケノ人ニ成ル四字ニ無善悪ヲ

源書ヲヨミテ也　一伏三位不来侍書　圓鋒雨寂筒霞ヲ

よくこそ二度ノ人ヨリ　流罪ノ家ハ三流之　

一延宝二甲戌年法望こしの国
[illegible]
一延宝元年[illegible]
[illegible]
[illegible]

このころ世にはやる物、儒釋道
とて、其おとり劣れる事、
ものをもうしつれども、清の
水の流れ野、花の香をもとめ
て、春をかすめる霞、秋を
惜む露、冬に入て雪を
愛する心、おろかなる
物にはあらじ。
されば、
花をもとめ月を
惜む人、
いかばかりか
あるべき。
世を厭
ふ人、
何か
月
花
を
愛
せ
ん
。
三
世
の
諸
佛
も
これ
を
愛
し
給
ふ
。
況
や
凡
夫
をや。
されば
、
上
代
の
賢
人
、
小
野
の
篁
は
、
唐
の
人
と
詩
を
作
て
、
月
に
対
して
、
春
を
惜
み
、
秋
を
愛
し
、
月
に
向
て
、
夜
を
明
し
、
花
の
下
に
て
、
日
を
暮
す
。
唐
の
人
、
是
を
聞
て
、
我
朝
に
小
野
の
篁
あり
、
和
歌
の
道
、
花
月
の
興
、
我
国
に
も
聞
ふ
る
人
なり
。
我
国
の
人
、
是
を
聞
て
、
唐
土
に
小
野
の
篁
あり
、
詩
の
道
、
花
月
の
興
、
唐
土
にも
聞
ふる
人
なり
。
唐
土
の
人
、
我
国
の
篁
を
慕
ふ
。
我
国
の
人
、
唐
土
の
篁
を
慕
ふ
。
是
、
凡
夫
の
ならひ
、
賢
人
の
ふる
まひ
、
ともに
ふ
ぜ
ん
。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

武家百人一首

理基王

[illegible]

後法三位源頼仲

[illegible]

源頼光朝臣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中納言教盛

今宵は人のあるべきなれども
雖問とあれば法師の旅ゆゑ
仏前を形の如くする

平宰相家

[illegible]

三位平重衡

[illegible]

注三位平重衡

[illegible]

[illegible]

平宰相

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛益院法光院源義詮

[illegible]

佐々木信源左衛門

[illegible]

大内教源左衛門

[illegible]

上野介源三郎

[illegible]

伊豆守源宗能

[illegible]

源信氏

[illegible]

播磨守源師名

[illegible]

陸奥守源信氏

[illegible]

通誉法師

[illegible]

源氏頼

[illegible]

[illegible]

伊与守源宗能

[illegible]

[illegible]

元可法師

[illegible]

源重氏

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

善芝院左兵衛尉源義教

夕されば[illegible]乃ゝをかすめてさくらさくはなの[illegible]
はひとつのよすがにはるゝき風のまうゝ

源満元卿

秋ゝきはゝ[illegible]

源為信

[illegible]

三位源親[illegible]

[illegible]

源範政卿

[illegible]

素性法師

[illegible]

[illegible]

年貞

[illegible]

[illegible]

[illegible]

延寶二寅四月廿四日御當座

吾久意　御製

[illegible]

柳原資廉

[illegible]

侍立

今宵と[illegible]

大炊御門信之

祈逢恋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四代乃冥[illegible]

中院通茂

沈思

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

阿弗宮

[illegible]

百宮小路清房

山月記

[illegible]

京松意光

秋田彦

[illegible]

[illegible]

[illegible]

延宝三年卯二月元日

法皇御製

[illegible]

新院御製

[illegible]

弘乃井雅章

八十[illegible]八[illegible]をけて[illegible]

日野資[illegible]

[illegible]

中院通茂

備中国[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一晉ノ孫綽ト習鑿ト同道メヨリ行ニ孫綽ハ前ニ立リ習鑿ハ後ニ立リ孫綽ハ泝之法之瓦礫在後云習鑿答云歎之賜之糠秕在前ニ云泝法ノ二字ハ水ニテ泝ニ立リ之ニ心之立リ之ニハ瓦礫ハアトニノコルノモヤソチハ瓦礫ノヤウナノヲ[illegible]ハアトニ殘ルモノト成ルメリ返答ニ云下ナドノ筆ニテ米シヒルニ糠秕ハ前ニ立テ米ハ後ニアリソチハ糠秕ノ如キ人ナレハ前ニ立ツト又成メリ

一五誡之答ニ書漢ニ用行其後ハ楚三寸スルヤ楚寸分本ロ三分末ノ口二分長サ三尺五寸節イヤリノ前スツ是シ以テ罪ノ輕重ニ依テウツ数アリ是春ノ誡楚ヤ又杖ノ寸法長サ三尺五寸本四分末三分ヤ是拷訊之叶の杖

一遠流ハ賓龜元年六月三日定遠ハ常陸安房佐渡土佐伊豆隱岐中流ハ信濃伊豫周防近流ハ越前安藝又刑ア式云遠流ハ一千五百里以上七百里以上中流ハ五百六十里以上三百里以上四百以下流ノ字ハ千ヤリト日本紀ニヨメリ

一曲禮云天子ノ妃ヲ曰后諸侯曰夫人大夫曰孺人

士曰婦人庶人曰妻　妻ト云ハ上下ニ通用スル〻妻ハ齊セ
夫ニトイフ云ヘリ

一七去　一無子ニ淫決ニ不事舊姑ニ口舌ニ盜竊ニ
妬忌ニ惡疾　義絶十八ケ条ニアリ　惡疾ハ謂白癩
一三不去アリ　一經特舅姑之喪　謂持猶扶持ノ二ニ娶時
賤メ後貴ニ　三有所取謂無主婚之人　是ヲ為齊歸
一處分之事　戸令　家人奴婢田宅資財悉計ノ作法帳子
二分庶子一分　女子ハ減男子半ノ

一曲禮云天子崩曰崩　諸侯曰薨　大夫曰卒　ト
士曰不祿　庶人曰死　崩ト云ハ上ヲ知ノ為ニ落ス云薨ハ
物ノクワルヽ音也　卒ハシハルヽ也　不祿ハ不祿其祿也　死ハ
澌ヽ氷消スルカ如シ云　迫云ハ大夫ニアタルカ　然ハ此ノ通用
スルモノヤ

一詩云參差荇菜左右流之　參差トハ長短
メタガイチガイナルヽ云　參差ハ
タルヽ法トハ心也　文選ニカタメチガイトヨメリ
一足蓉　注ニ足蓉ハ使僻ヤトハスヽミシリゾイテ小足シ
ワカフテヘウライニワルヽソ　論語ニハ心モシモハヌ事
シヲヽテ人ノ口ヲ面ヲクサスルゾ　ワカワレヌ事シモ矣テ
人ヲヘウワウソ
一下文ト云ハ踊ト云心ヤ　蒼頡ガ鳥ノ爪足アトヲ見テ
文字ヲ作ヨウテフミトヽヤ　一義ニ百濟國ヨリ表
シ上ル其詣不敬ヲトテ鬼道皇子大ニ怒テ書ヲ地ニ
投テ足ヲセテフミ玉ヘリ故ニフミト云　一義ニ合ト云ヘリ
中略メフミトヽ云　高麗ヲ一卷ノ文ニフクムト云心ナリ

一相如野景庵食逢意無常史記を勞文選煩

一永享年中小野万句　義教卍　とあり

うきよをうつしてうつしてうつして

[illegible]

三浦の尚[illegible]

以上陽

[illegible]陽院家参通後 宮[illegible]

[illegible]

法性寺関白家[illegible]時昌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]陽院家参通後

三十禅師の今晴

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

をうろ　庵を云　そうこと云と云　庵をとり　丹波説
さそう　伊勢説　ふかうとあさうとあり　ぬをくて候
る　もとをつてものを　さつのまま　ちかきを云　一方に
さつのまま　ぬまをつてうわをふうと　さつのこと　ゆさてうんと
ほうかをものこゆをこれ　ものかあしかきや
大　きさのくらふかくんと　仰よ又大之　唯南王茅ちかう大也
あまき　日本紀に　吉大也
猟　さきふ　こうとうかをこと　蛇　ちかと云
枯　白物三後説　後執云　雉　暑天白かあるて　法ひかるよ白ちく
たかうと　のこりて　枯のかりれ　ものかいかり
髓　うかとかり　又山のかをこと　鯛　わかをこと云
程　きいかを　かをあき　鮒　わかり　鮒のあとう　春あて作り　見之
蛸　後樂　鮒　鮒の　神　吉　和　あてうかり　吹　ちて　と云
蛸　かのふこのまあてう　蝶　かりけ　と云
魚　さい　山のさうてうと　日　仁と云　仁　吉　日　ふりくて　こまてもちる
鮭　鱠廣　鱠校　日本紀　日　兄　ちかさ　紀　兄也　月　きにうん　りしやこあせいあ
まりの　ちかハ　神功皇后始て　物語　そうと云　今の

鯛　ちかめ云　日本紀　日　物　計食　之　ちかちかと　兄　の　うた　神
乳母　乳母と　祖　乳母　ちかあ　百　又　ちかこの　あ　ちかり　ちかを云
親族　ひいかの中と　又　後拾
さくさう　さくさうを　うを　後拾　乳母
国房説　左　後乳母
南方　丈書　をを　ちかを　の　女　ちかて　蓮葉　ゆさて　うて
ちかの　ちかこ　うちひ　ちかり　くちて　川　と　入二人　見　ちかの　物語

鏡府

[illegible]

[illegible]

[illegible]

椿

[illegible]代[illegible]ひさいわらあまりも　後拾遺集

徳是北辰椿葉秋毎度ト謂ヘ椿以八千歳為春也

[illegible]椿以八千年為秋以八千歳為春也

[illegible]

[illegible]田[illegible]八千代を一日とすなわち八千代いきるなり

三千代ここにしるし千代ゆきかふ田をうるもの

[illegible]

蛍

[illegible]

礼記月令曰腐草化為蛍ト云ヘリ

賦　義之墨の房の蘆蘆[illegible]

遺　[illegible]九月[illegible]天平十五年秋九月壬[illegible]橘井王[illegible]天皇[illegible]上[illegible]

家持

九月[illegible]

一蜉蝣逍遥朝開不知晦朝蟪蛄不知春秋此小年也

蛁蟧希逸口義云朝菌大芝也亦名日及生於糞土蟪

生見月則死彼但知有朝暮而已安知有晦朔也蟪

蛄寒蟬也春生夏死秋死不見四時之全故曰小年

一壽ナガケレハ莊子天地篇ニ多男子則多懼富則多事壽

則多辱是三者非所以養德也

一白氏文集才二七十而致仕礼法有明文何乃貪榮

者斟酌如不聞可怜八九十歯隨雙眸脊朝露

貪名利多陽愛子孫挂冠顧翠綬懸車惜

朱輪金章腰不勝傴僂入君門誰不愛富貴

誰不慕君恩年高頭請老名遂合退身云云

一文選廿九古詩曰　去者日已疎　来者日已親　出郭門直視
但見丘與墳　古墓犂為田　松柏摧為薪　白楊多悲風
蕭蕭愁殺人　思還故里閭　欲帰道無因　註曰去
者謂死也　来者謂生也　不見容貌故　疎也　歓愛
終日故親

一文選東都賦　換金於山　沉珠於淵

一國毋し源閑と云事ハ帝明天王より始りし也　毋明
天皇と云帝位を中ゝ絶つまい自分の西面ゝ唯ゝ
樹下集
一転樽寄けるもうんたさいふまつ　物語の西の風て　鮫の泡鮫

一四境ハ東ハ相坂南ハ立田北ハ有乳西ハ宍生也

一四関ハ相坂　鈴鹿　逢田　源鹿

一維摩会　水接云　秋四月　白雲　遠方　高受
世事乃ちつ　つ接つ　人二年　とりとり　とく　高受
て　ゝ　ゝ　ゝ

[illegible]

一[illegible]の世の中よりたこそのかをくるの歌集とて[illegible]陰雀[illegible]
[illegible]ていと詞がきもあるをもて別勅[illegible]の歌集
おもしろい撰者の名十一首入て奏聞わりしをうの
数すくなくして[illegible]二三十首しくつきさう
後白河院宮也しかく又世のうの尚のう
一[illegible]門院の四人聖子や家の[illegible]作をもとりしかう
取[illegible]子[illegible]云心をもく付[illegible]を武[illegible]雅[illegible]
乃下[illegible]作りハ主[illegible]とも主也[illegible]
たゝ[illegible]四[illegible]の月[illegible]
[illegible]
一小鴻[illegible]小家とぐ[illegible]
小家と二[illegible]と二つ[illegible]
一鎌倉武[illegible]

乃[illegible]や抑[illegible]
[illegible]
一正徹云雅経[illegible]
[illegible]
家の門[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一仁[illegible]玉の解脱上人のう

天下を礼ふるを作法しけるを笠之の貞慶法師の仏法
依滝して名を利養の信ぶるうてたるを
もなを礼をたこと〳〵とひろうとをすて
り給ふ事をもしらせをとをく言ひをけ作る解脱上人是なり

一同文ニハ人のさ記名ヲ西伯ト云殿ノ結目ノ法下ニ二ハ高
くいらめ給ふ紂もいうてまるをうつて教しなの内
をちりのこうて西伯ニあるうて合氏せりけりあ伯
ましを合しを法付と思てのるまうて張り和伯を大
ろうとハ云祝子の内と合うてをうて海と笑ふ元和伯かと
羅仕と忠義を奏ふ殺九付ふ西ををうて百姓ふとこ
法作をきけれ文もの法たりくあうれ法ひ殿のせい

一司馬相如ふうもまりも弥うもなを故ふ
のうまて畢伯録と云ふのうて細馬の事このとき
うをうとをうをうをう

一住吉明神ハ伊勢語をゞれ移りの日向のわたりの橋の檍原
にて祓へたまふるときに海原にわれのひ給ふ神
彼社家ニハ住吉四所とゝもに并一天照太神并二宮住吉明神
并三表筒中筒底筒男命 并四神功皇后とゝ
一菅家ハ左遷ニ付 源廣ニ作玉フ詩
驛長如驚時変改 一栄一落是春秋
一鵜鳥入懐則狩人殺不殺之
一小池郡ノ山ノ麓ニヨキノ天神ト申宮ハアリ 恋ノ祈ト云
一平等院 頼通公平等院ノ立給テ 格門ノ位宜シ 是ハ
ル折節 公位ニ三ケ所タリケルニ 東ハ河 南ハ山 西ハ後ノ北ハ
外ニ可立所ナシ 北ニ格門アルヲ寺ヤアルト思ヒケルニ サシモノ
大方見侍ケリケルニ 江帥彼食来 弱冠ノ時来ノ庭ニ
ニ来テ問給フ 寺ヤアルト問ケレハ 近
房ノ云 御所ニハ六間所 参ち宮也 上ノ寺 法華山ニ 西
明寺 園側寺 御寺 天台ニハ大那 嶋陀寺 戒隆論師
ノ寺トアサルケル
一平等寺ハ平等院 御宇 円 慣壹 頼を平等寺
と号し 宸輪を賜ハ
ケルとて
一平等法金剛院
一友を用家 楊誠齋詩 矮屋炎蒸不可居 高天爽
氣亦全無
一明魏ニ所ハ
を其 江忘の
一加[illegible]を 人生待定何時定 未老得閑方閑
一加られを 高鑑詩 人生莫遣頭銜誤 縱得春風亦不消

一紀夫之九条八年甲辰ニ生れ給ふ土佐ノ国ノ人ニ
一相模寺 穀山無動寺乃お[illegible]仏尚[illegible]ハ[illegible]寺ハ[illegible]
[illegible]
一倭姫皇女ハ 垂仁天皇第二女也 九御寿命 五百歳餘
或記 雄略天皇御位 廿三年己未歳春二月倭姫命 自退尾
上山峯 石隠坐り
一伊勢 春王ニ 斎子内親王ヨリ代任ニ[illegible]斎宮ノ私ハ森内ニ
[illegible]

一[illegible]ハ牡[illegible]
一高麗 [illegible]
一[illegible]の義乃和院 一名大[illegible]ト云 [illegible]
[illegible]人世俗乃和院を作る文[illegible]天王より授一名院[illegible]
十四代一ノ七十六帝 [illegible]
一或ハ 後拾遺 通[illegible]
一是圓 俗名 道昭中原 章職ガ孫 一玉造ハ 仁海作ト云
一牽紋 三[illegible]天 挽[illegible]縄 不意 [illegible]